

議案第6号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中別表の細目表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細

目 (以下この条において「追加別表細目」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。) に改める。

別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
改	正	後	前
事務	市町村等	事務	市町村等
1～25 略		1～25 略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。)又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチヨウ、シノリガモ、ハイイロチュウヒ、コミニズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外	26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする狩猟鳥獣(クマを除く。)又は狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチヨウ、シノリガモ、ハイイロチュウヒ、コミニズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外

のものの捕獲等（かすみ網を使用する方法以外の獵法を用いるものに限る。）及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。（2）から（16）までにおいて同じ。）

（2）～（6） 略

（7） 第10条第1項の規定による必要な措置の命令

（8） 第10条第2項の規定による許可の取消し

（9） 略

（10） 第19条第3項の規定による登録票の交付

（11） 略

（12） 略

（13） 略

（14） 略

（15） 第22条第1項の規定による必要な措置の命令

（16） 第22条第2項の規定による登録の取消し

のものの捕獲等（かすみ網を使用する方法以外の獵法を用いるものに限る。）及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。（2）から（11）までにおいて同じ。）

（2）～（6） 略

（7） 略

（8） 略

（9） 略

（10） 略

（11） 略

（12） 略

（13） 略

（14） 略

（15） 略

（16） 略

		(12) 略
(17) 略		
(18) 第24条第5項の規定による販売許可証の交付		
(19) 第24条第6項の規定による販売許可証の再交付		
(20) 第24条第8項の規定による販売許可証の返納の受理		
(21) 第24条第9項の規定による必要な措置の命令		
(22) 第24条第10項の規定による許可の取消し		
(23) 第75条第1項の規定による報告の徴収 (この項に規定する事務に係るものに限る。 (24)において同じ。)		
(24) 略		
27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるものの(1) 第7条第3項の規定による書類の提出の要求	各市町村	各市町村 法律施行規則(平成14年環境省令第28号) に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの (1) 第7条第3項の規定による書類の提出の要求
(2) 略		
(3) 略		
(13) 第75条第1項の規定による報告の徴収 (この項に規定する事務に係るものに限る。 (14)において同じ。)		
(14) 略		
27 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの(1) 第7条第3項の規定による書類の提出の要求	各市町村	各市町村 法律施行規則(平成14年環境省令第28号) に基づく事務のうち、26の項に規定する事務に係る事務で次に掲げるもの (1) 第7条第3項の規定による書類の提出の要求
(1) 略		
(2) 略		
(3) 略		

		(4) 略 (5) 略 (6) 略 <u>(7) 第24条第2項の規定による必要とする認める書類の提出の要求</u> (8) <u>第24条第5項の規定による氏名又は住所の変更の届出の受理</u> (9) <u>第24条第6項の規定による販売許可証の届出の受理</u>	
28	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるものの (1)～(3) 略 (4) <u>第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付</u> (5) 及び(6) 略 (7) <u>第10条第1項の規定による必要な措置の命令</u> (8) <u>第10条第2項の規定による許可の取消し</u> (9) 略 (10) <u>第19条第3項の規定による登録票の交付</u>	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
		(1)～(3) 略 (4) <u>第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請の受理</u> (5) 及び(6) 略 (7) <u>第10条第1項の規定による必要な措置の命令</u> (8) <u>第10条第2項の規定による許可の取消し</u> (9) 略 (10) <u>第19条第3項の規定による登録票の交付</u>	(1)～(3) 略 (4) <u>第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請の受理</u> (5) 及び(6) 略 (7) <u>第10条第1項の規定による必要な措置の命令</u> (8) <u>第10条第2項の規定による許可の取消し</u> (9) 略 (10) <u>第19条第3項の規定による登録票の交付</u>

(11) 略		(8) 略
(12) 第19条第6項（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付	(9) 第19条第6項（第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付の申請の受理	
(13) 略		
(14) 略		
(15) 第22条第1項の規定による必要な措置の命令		
(16) 第22条第2項の規定による登録の取消し	(12) 第75条第1項の規定による報告の徴収（この項に規定する事務に係るものに限る。（13）において同じ。）	
(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収（この項に規定する事務に係るものに限る。（18）において同じ。）	(13) 略	
(18) 略		
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項（1）から（6）までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
30～48 略		

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改	正	後	改	正	前
別表（第2条関係）					
1～9	事務	市町村等	事務	市町村等	
9の2	鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市			
(1) 第35条の規定による汚水関係特定施設の設置の届出の受理					
(2) 第36条の規定による汚水関係特定施設の届出の受理					
(3) 第37条の規定による汚水関係特定					

施設の構造等の変更の届出の受理

(4) 第38条の規定による計画の変更等の命令

(5) 第39条第2項の規定による期間の短縮

(6) 第40条の規定による氏名の変更等の届出の受理

(7) 第41条第3項の規定による地位の承継の届出の受理

(8) 第43条第1項の規定による汚水関係特定施設の構造等の改善等の命令

(9) 第45条第2項の規定による特定汚水等の処理の方法の変更等の命令

(10) 第60条第1項の規定による必要な報告の要求及び立入検査のうちこの項目に規定する事務に係るもの

10 烏取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるものの  
(1)～(15) 略

11～33 略

34 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

10 烏取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に基づく事務のうち、次に掲げるものの  
(1)～(15) 略

11～33 略

34 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

	号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) 略	吉市	号)に基づく事務のうち、次に掲げるも の (1)～(11) 略	市及び倉吉市
34の2	土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町	34の2 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(21) 略	鳥取市、米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町
35	土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第2項の規定による公告	米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町	35 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第16条第2項の規定による公告	鳥取市、米子市、倉吉市及び東伯郡三朝町
36	土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略	米子市、倉吉市、境港市及び各町村	36 土地区画整理法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 略	各市町村
37	土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	米子市、倉吉市、境港市及び東伯郡三朝町	37 土地区画整理法に基づく事務のうち、個人施行者(市町村を除く。)及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に係る事務で次に掲げるもの (1)～(5) 略	各市及び東伯郡三朝町
38	略		38 略	
39	駐車場法(昭和32年法律第106号)に	米子市、倉吉	39 駐車場法(昭和32年法律第106号)に	各市

基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	市及び境港市	基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略
39の2及び39の3 略		39の2及び39の3 略
40 都市計画法（昭和43年法律第100号） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) 略	米子市、倉吉市、境港市及 び各町村	40 都市計画法（昭和43年法律第100号） に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) 略
41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省 令第49号）第60条の規定による書面の交 付の請求の受理のうち、40の項に規定す る事務に係るもの	米子市、倉吉市、境港市及 び各町村	41 都市計画法施行規則（昭和44年建設省 令第49号）第60条の規定による書面の交 付の請求の受理のうち、40の項に規定す る事務に係るもの
42 都市計画法に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)～(19) 略	米子市、倉吉市並びに東伯 郡三朝町、湯梨浜町及び琴 浦町	42 都市計画法に基づく事務のうち、次に 掲げるもの (1)～(19) 略
43～48 略		43～48 略

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正及び附則第4項からの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する第2条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（次項において「新条例」という。）別表9の2の項、34の項から37の項まで、39の項及び40の項から42の項までに掲げる許可等の处分その他の行為（次項において「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした移譲事務とみなす。  
前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。

4 この条例の公布の日（以下「公布日」という。）前にされた申請等に対する第1条の規定による改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表26の項から29の項までに掲げる許可等の处分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

5 公布日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村のした移譲事務とみなす。  
前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とする。  
(東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部改正)

6 東伯郡北栄町の設置に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成17年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第1条の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の規定中、28の項及び29の項の改正規定を次のように改める。

改	正	後	改	正	前
28 烏獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるものの (1)～(18) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町	28 烏獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(18) 略	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町
29 烏獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町	29 烏獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町	鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡大栄町及び琴浦町